

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男 ほか1

4 変更の日 平成30年5月11日

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業
を行う者の代表者に変更があつたため

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス呉羽本郷店 富山市本郷字東坪 2459-7 ほか

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男 ほか1

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者に変更があったため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで

きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス新庄店 富山市新庄銀座三丁目 493番 ほか22筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実 ほか3

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか2

- 4 変更の日 平成30年5月11日 ほか
- 5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか
- 6 届出の日 令和元年6月28日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地

アルビス大久保店 富山市下大久保 263-1 ほか4筆

- 2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男 ほか2

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があつたため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア富山奥田店 富山市奥田町3番12号

2 店舗を設置する者 ウエルシア薬局株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ウエルシア富山奥田店 富山市奥田町字三十苅35番1 ほか2筆

(変更後) ウエルシア富山奥田店 富山市奥田町3番12号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

代表取締役 水野 秀晴

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

代表取締役 松本 忠久

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

代表取締役 水野 秀晴

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

代表取締役 松本 忠久

4 変更の日 平成31年3月27日 ほか

5 変更の理由 建物解体・再築の為 ほか

6 届出の日 令和元年7月3日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局氷見窪店 氷見市窪 543番地1

2 店舗を設置する者 ウエルシア薬局株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ウエルシア薬局氷見窪店 氷見市窪 538番1 ほか

(変更後) ウエルシア薬局氷見窪店 氷見市窪 543番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

代表取締役 水野 秀晴

(変更後) ウェルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
代表取締役 松本 忠久

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) ウェルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
代表取締役 水野 秀晴

(変更後) ウェルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
代表取締役 松本 忠久

- 4 変更の日 平成30年4月6日 ほか
- 5 変更の理由 住居表示に関する規定の為 ほか
- 6 届出の日 令和元年7月3日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和元年7月17日から令和元年11月18日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非
営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同
法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人浦島倶楽部

3 代表者の氏名

田中 輝夫

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市水橋辻ヶ堂2679番地28地先

5 定款に記載された目的

この法人は、海、河川及び海岸の環境美化活動の向上と海難事故を未然に防ぐための活動や海の資源育成を図ること及びマリナーを活性化の拠点とした地域の賑わい形成を寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成31年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさとのあかり

3 代表者の氏名

山田 紀子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市四方荒屋3223番地

5 定款に記載された目的

この法人は、介護及び看護が必要な高齢者・障害者（児）・乳幼児に対して、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、健やかに生活できるように、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託 一式
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和元年11月30日まで
- (4) 委託業務の実施場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 富山県内に事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

なお、応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和元年7月29日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課企画係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和元年7月17日から同年7月25日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和元年8月5日 午前11時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和元年8月5日 午前11時

- (2) 開札場所 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことのできない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機

関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県市町村職員共済組合公告

富山県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年7月17日

富山県市町村職員共済組合

理 事 長 高 橋 正 樹

1 組合に属する地方公共団体等の数は、次のとおりである。

市	町	村	一部事務 組合等	計
10	4	1	15	30

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

(単位:人、円)

区分		組合員数	標準報酬の 月額	1人当たり 標準報酬月額
種別				
一般組合員	長期	11,529	4,160,636,000	360,884
	短期		4,346,556,000	377,011
市町村長組合員	長期	13	8,030,000	617,692
	短期		11,020,000	847,692
特定消防組合員	長期	1,233	486,970,000	394,947
	短期		487,000,000	394,972
市町村長 長期組合員	長期	2	1,240,000	620,000
	短期		1,610,000	805,000
継続長期組合員	長期	3	1,140,000	380,000
小計	長期	12,780	4,658,016,000	364,477
	短期	12,775	4,846,186,000	379,349
任意継続組合員	短期	141	49,654,000	352,156
合計	長期	12,780	4,658,016,000	364,477
	短期	12,916	4,895,840,000	379,052

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人 員	13	1	6	2	1	23

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	経 過 的 長 期 預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
負 担 金	3,360,525	10,418,899	538,813	124,753	-	158,684	129,265	-	-	-	-
掛 金(組合員保険料)	3,400,865	6,519,742	538,807	-	-	-	125,888	-	-	-	-
施設収入・商品売上	-	-	-	-	-	-	-	233,431	-	-	-
利息及び配当金	981	-	-	-	4,125	1,280	2,554	64	759,081	12,788	0

入	その他の収入	699,207	—	—	—	—	69,733	—	364	10,091	138	—
	他経理からの繰入金	—	—	—	—	—	31,366	—	30,470	—	—	—
	前年度支払準備金	469,013	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	7,930,591	16,938,641	1,077,620	124,753	4,125	261,063	257,707	264,329	769,172	12,926	0
支	給付金	3,396,619	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	役員給与	—	—	—	—	—	86,432	4,107	87,153	16,315	2,928	—
	旅費・事務費	—	—	—	—	—	14,791	717	1,094	2,235	165	—
	商品仕入	—	—	—	—	—	—	—	6,178	—	—	—
	飲食材料費	—	—	—	—	—	—	—	53,988	—	—	—
	委託費	—	—	—	—	—	7,659	1,837	39,434	—	—	—
	支払利息	—	—	—	—	4,125	—	—	—	630,806	4,125	—
	退職者給付拠出金	17,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前期高齢者納付金	1,395,514	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者支援金	1,558,620	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	病床転換支援金	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	介護納付金	593,535	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	連合会払込金	97,170	16,938,641	1,077,620	124,753	—	70,512	—	—	—	1,014	—
	連合会拠出金	276,042	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	連合会分担金	—	—	—	—	—	25,459	3,103	—	—	—	—
	他経理への繰入金	31,366	—	—	—	—	—	30,470	—	—	—	—
	その他の支出	—	—	—	—	—	37,688	209,554	117,185	5,693	1,885	—
次年度支払準備金	468,815	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	7,835,036	16,938,641	1,077,620	124,753	4,125	242,541	249,788	305,032	655,049	10,117	0	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	95,555	0	0	0	0	18,522	7,919	△ 40,703	114,123	2,809	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金 保 険	退 職 年 金	経 過 的 期 長	経 過 的 期 長	経 過 的 期 長	経 過 的 期 長	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
資 産	流動資産	2,846,489	1,008,478	67,785	482	15,847	407,238	773,559	464,060	2,753,543	72,450	348	—	—
	固定資産	—	—	—	—	375,828	682	—	978,685	54,447,104	961,963	—	—	—
	繰延資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	資産合計	2,846,489	1,008,478	67,785	482	391,675	407,940	773,559	1,442,745	57,200,647	1,034,413	348	—	—
負 債	流動負債	—	1,008,478	67,785	482	—	8,218	24,706	18,950	50,860,830	11	—	—	—
	固定負債	468,815	—	—	—	391,675	50,537	385	11,275	14,960	415,985	—	—	—
	負債合計	468,815	1,008,478	67,785	482	391,675	58,755	25,091	30,225	50,875,790	415,999	0	—	—
純 資 産	資本剰余金	—	—	—	—	—	—	—	2,225,260	—	—	—	—	—
	利益剰余金	2,377,674	—	—	—	—	349,185	748,468	—	6,324,857	618,414	348	—	—
	欠 損	—	—	—	—	—	—	—	812,740	—	—	—	—	—
	純資産合計	2,377,674	0	0	0	0	349,185	748,468	1,412,520	6,324,857	618,414	348	—	—
	負債・純資産合計	2,846,489	1,008,478	67,785	482	391,675	407,940	773,559	1,442,745	57,200,647	1,034,413	348	—	—

令和元年7月17日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番